



お知らせ

ふれあい館休館のお知らせ

9月21日(日)は峡田ふれあい館が、9月23日(祝)は荒木田ふれあい館・西尾久ふれあい館・夕やけこやけふれあい館が、全館保守点検・特別清掃のため、休館となります。ご理解、ご協力をお願いします。

- ▽峡田ふれあい館
☎(38007) 2886
FAX(38007) 2887
- ▽荒木田ふれあい館
☎(38000) 1981
FAX(38000) 1982
- ▽西尾久ふれあい館
☎(38100) 6219
FAX(38100) 6251
- ▽夕やけこやけふれあい館
☎(38001) 0715
FAX(38001) 0716

原爆被害者の方へ 見舞金を給付します

原爆被害者の方へ見舞金を給付します。対象は8月1日(給付基準日)に区内在住の被爆者健康手帳をお持ちの方。

申請方法

▽初めての方：被爆者健康手帳を持参し、障害者福祉課で申請し

成年後見制度説明会 基礎編(無料)

日時 8月6日(水)午後1時30分～3時(前日までに予約)

企業診断のご利用を

売上げを伸ばしたい、事業転換したいなど、経営改善を考えている事業者を対象に、無料の企業診断を実施しています。中小企業診断士等の専門家が、工場や店舗を訪問して経営状況を診断・アド

て下さい。*郵送での申請を希望する方は、お問い合わせ下さい。

▽申請したことがある方：申請書を郵送します。必要事項を記入し、〒116-8501荒川区荒川2-2-3荒川区役所1階障害者福祉課宛てに返送

申請・問合せ 障害者福祉課(区役所1階) ☎内線2683

会場・予約・問合せ あんしんサポートあらかわ(荒川区社会福祉協議会内) ☎(38002) 3396 FAX(3891) 5290

対象 区内の中・小企業事業者

費用 無料

申込み・問合せ

製造業等：経営支援課 ☎内線459

商店街・小売業：産業振興課 ☎内線468

介護保険の更新申請を

要介護認定で「要支援」「要介護」認定を受けた方が、認定の有効期間終了後も引き続き介護保険のサービスを利用する場合は、更新申請が必要です。介護保険被保険者証の認定の有効期間が8月31日で、サービスの継続を希望する方は6月末に郵送した申請書を持って、出来るだけ7月中旬に申請して下さい。

申請場所 区役所2階介護保険課 区内の地域包括支援センター

*本人の他、家族や居宅介護支援事業者が代行して申請出来ます

問合せ 介護保険課 ☎内線2433

ご利用下さい 荷さばき駐車場

区内には、17カ所の荷さばき駐車場があります。集配、福祉、介護等のサービス業務に従事している方が荷さばき等を行うスペースを確保し、事業運営が円滑に出来るよう支援しています。

設置場所等は、お問い合わせ頂くか、荒川区ホームページ(アドレスは1面下欄参照)をご覧ください。

問合せ 交通対策課 ☎内線2712

官公署

youryou.php をご覧下さい

検察審査会をご存じですか

選挙権を有する国民の中から「くじ」で選ばれた11人の検察審査員が、検察官が事件を裁判にかけなかったこと(不起訴処分)のよしあしを審査する制度です。検察審査員に選ばれたら、ご協力をお願いします。

問合せ 東京第一検察審査会事務局 ☎(3581) 2877

赤い羽根共同募金配分 先(地域配分)を募集

対象施設 地域福祉の推進を目的とする民間社会福祉施設・団体

対象事業 備品整備、小破修理、事業実施費用等(施設・団体維持の運営費を除く)

申請額 10～30万円

申請場所 区役所2階福祉推進課 ☎内線2616

締切り 8月29日(金)必着

問合せ 東京都共同募金会事業部 配分担当 ☎(5292) 3183

*地域配分(B配分)の申請方法等詳細は、東京都共同募金会ホームページ(http://www.tokyo-akahane.or.jp/shinsei/shinsei)

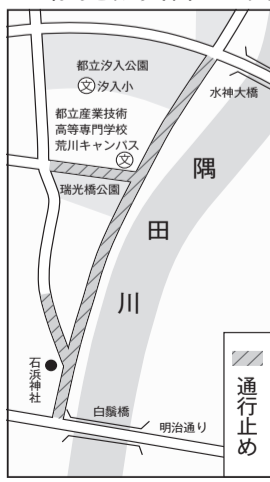
会場・申込み・問合せ 北清掃工場(北区志茂1-2-36) ☎(3598) 5341

隅田川花火大会に伴う交通規制

下図の区間が、7月26日(土)午後6時～9時に車両通行止めになります。

*雨天時は、7月27日(日)に順延

問合せ 観光振興課 ☎内線461



区民住宅の入居者を募集します

区民住宅 表1のとおり

対象 次のすべてに該当する方

▽現に住宅を必要としていること

▽現に同居または同居しようとする親族(婚約者を含む)がいること

▽申込者本人が、区内在住・在勤であること、または区内在住の1親等の親族(姻族)がいること

*外国人は、日本国に永住する資格が必要です

▽申込者本人が、成年者(20歳未満の既婚者を含む)であること

▽所得(収入額から必要経費等を差し引いた額、同居親族に所得がある場合は合算)が表2の金額の範囲内であること

▽申込者本人及び同居または同居しようとする親族が住民税及び健康保険料を滞納していないこと

▽申込者本人及び同居または同居しようとする親族が暴力団員でないこと

子どもが3人以上いる世帯へ

申込者(同居の親族も含む)と同居する扶養親族(子に限る)のうち、満18歳未満の子が3人以上いる世帯の使用料を減額します。

表1 区民住宅

区民住宅	所在地	規模	建築年	使用料(月額)
西日暮里三丁目住宅	西日暮里3-7-6	5階建37戸	平成7年築	12万6000～18万9000円
東日暮里六丁目住宅	東日暮里6-7-12	5階建24戸	平成9年築	11万4600～18万3100円
町屋八丁目住宅	町屋8-5-16	5階建40戸	平成10年築	11万5600～14万5700円
町屋五丁目住宅	町屋5-9-2	22階建133戸	平成10年築	11万100～14万7600円

*他に共益費月額1万円
*西日暮里三丁目住宅は、平成27年度から民間の賃貸住宅となります

表2 所得の範囲

世帯人数	西日暮里三丁目住宅 東日暮里六丁目住宅 町屋八丁目住宅	町屋五丁目住宅
2人世帯	278万～759万2000円	227万6000～622万4000円
3人世帯	316万～797万2000円	265万6000～660万4000円
4人世帯	354万～835万2000円	303万6000～698万4000円

*5人以上の世帯は、お問い合わせ下さい

対象住宅 町屋五丁目住宅

減額する額(月額) 2万円

減額期間 申請日の月の翌月～28年3月31日

応募方法 区役所北庁舎2階施設管理課(区役所北庁舎2階) ☎内線2824

住宅費を支援します

対象 次のすべてに該当する方

▷申請時に65歳未満で離職後2年以内の方

▷離職前に主として世帯の生計を維持していた、または離職時は世帯主では無かったが、離婚等により申請時には世帯主である方

▷就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行う方

▷離職により住宅を喪失しているまたは喪失する恐れのある賃貸住宅に住んでいる方

▷原則収入が無い、または世帯の総収入(月額)が次の金額であること

◇单身世帯…8万4000円に家賃額(上限5万3700円)を加算した額未満

◇2人世帯…17万2000円以内

◇3人以上世帯…17万2000円に家賃額(上限6万9800円)を加算した額未満

▷同一生計の世帯総預金額が、单身世帯は50万円以下、複数世帯は100万円以下

▷国の雇用施策による貸し付け・給付、自治体などが実施する類似の貸し付け・給付等を受けてない(同一生計の世帯員を含む)

支給限度額(月額)

▷单身世帯…5万3700円

▷複数世帯…6万9800円

支給期間 原則3カ月間

*一定の条件を満たす場合は延長あり

支給方法 貸主等へ代理納付

申請・問合せ 生活福祉課 ☎内線2624

就業を目指している
離職者へ